

## 研究大学強化促進事業中間評価実施要領

平成28年9月5日  
研究大学強化促進事業推進委員会

研究大学強化促進事業（以下、「本事業」という。）の中間評価は、この実施要領により行うものとする。

### 1. 事業の沿革及び中間評価をめぐる背景

本事業は、大学等が、自らの研究活動の状況分析を踏まえ、

① 研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーター（以下、「URA」という。）を含む。）群の確保・活用、

② 競争力のある研究の加速化促進、先駆的な研究分野の創出、国際水準の研究環境の整備などの集中的な研究環境改革を効果的に組み合わせた取組

を実施することを支援することにより、各大学等の研究力強化を促進し、世界水準の優れた研究活動を行う大学群（以下、「研究大学群」という。）の増強に資することを目的として、平成25年度から22機関を対象として実施している。

研究大学強化促進事業推進委員会（以下、「委員会」という。）は、本事業の実施に当たり、審査及び評価等に係る必要な業務を行うことを目的として設置され、全対象機関について平成27年度にフォローアップを実施した。その結果、前述の目的に沿って各大学等の計画が着実に進捗しており、URAに関する量的な体制整備も大きく進展していること等が確認・把握された。

本事業の実施期間は10年であり、その創設時から、中間評価を5年目に実施することとされてきた。委員会としては、フォローアップで得られた知見やその後の各機関の対応状況を踏まえて分析を更に深め、URAの確保・配置を含めた、これまで4年間の取組の成果・効果等について評価を行うこととする。

一方、本事業の開始以降、大学政策及び科学技術・学術政策は大きな動きを示しており、とりわけ研究大学群に対しては、国家的な戦略の推進や目標の達成を牽引する役割が期待されている。こうした中、本事業の対象機関は、今後、自らの個性・特色を踏まえ、研究力強化の構想を再構築し、取組を強化・発展させていくことが望まれる。このため、本事業の在り方は、URAの普及・定着を促進するという段階から、その配置を含みこんだインスティトゥーショナル・リサーチ（IR）<sup>1</sup>機能を飛躍的に充実させ、学長・研究担当理事が力強いリーダーシップを発揮できるよう、支援を焦点化していく段階へと移行していくべきであると考えられる。

こうした現状認識と展望に立って、今般の中間評価では、当初構想・計画に対する進捗状況のみならず、第2段階となる今後5年間の将来構想の発展性についても評価の対象とし、それら全体を総合して判断することとしている。

※ 本節については、補足文書「研究大学強化促進事業の推進・強化の方向性」を参照。

### 2. 実施の目的

本中間評価は、

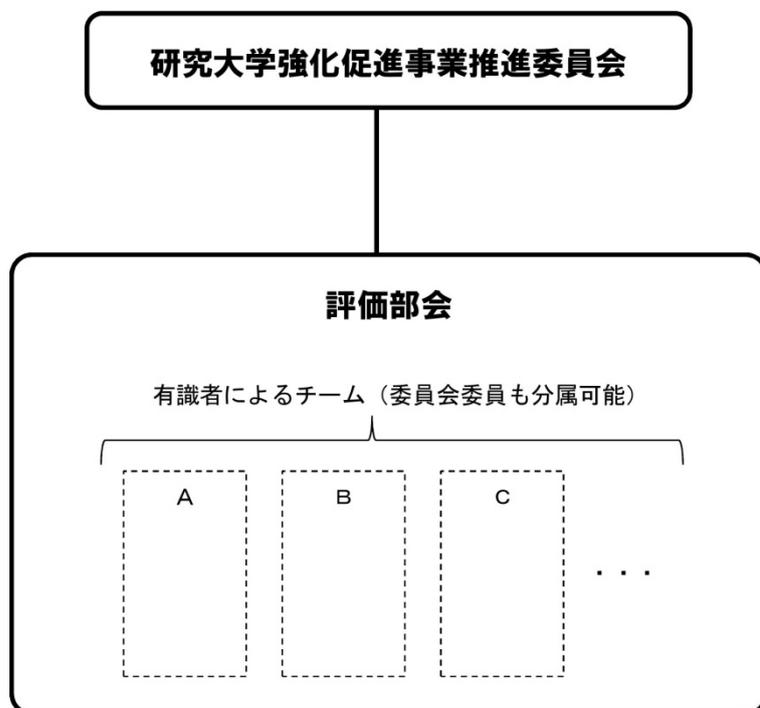
- ① 事業の進捗状況や成果等を確認し、適切な助言を通じて当初の構想・計画（URA配置・活用、研究環境改革）の十分な達成を期すること、
- ② 学長・研究担当理事等のリーダーシップの確立（それを支えるIR機能の強

<sup>1</sup> インスティトゥーショナル・リサーチ(IR)：大学の組織や教育研究等に関する情報を収集・分析することで、学内の意思決定や改善活動の支援や、外部に対する説明責任を果たす活動。ここでは、主として研究力強化に関する諸活動を念頭に置く。

- 化等) によって構想を再構築し、研究力向上に向けた取組の発展を促すこと、
- ③ 評価結果に基づく補助金の適切な配分、事業の継続の可否判定に資すること、
  - ④ ①～③を通じ、研究力強化に係る国家的な戦略の推進、目標の達成につなげることを目的として実施する。

### 3. 実施時期・体制

- (1) 中間評価は、本事業の開始から5年目に、4年間の進捗状況や成果を基に中間評価を実施する。
- (2) 中間評価は、研究大学強化促進事業推進委員会（以下、「委員会」という。）の下に評価部会を設置して実施する。
- (3) 評価部会は、必要に応じて分属する委員会の委員のほか、もっぱら評価部会に参画する専門委員により構成する。専門委員は、大学等の研究活動状況に精通している有識者をもって充てる。



- ※ 1) 1チーム当たり、分属委員を含み、2～3名程度
- 2) 1チーム当たり、4～5機関を担当(5チーム編成・専門委員(研究担当理事等のマネジメント経験者)10名程度)。

### 4. 実施の枠組み・手順

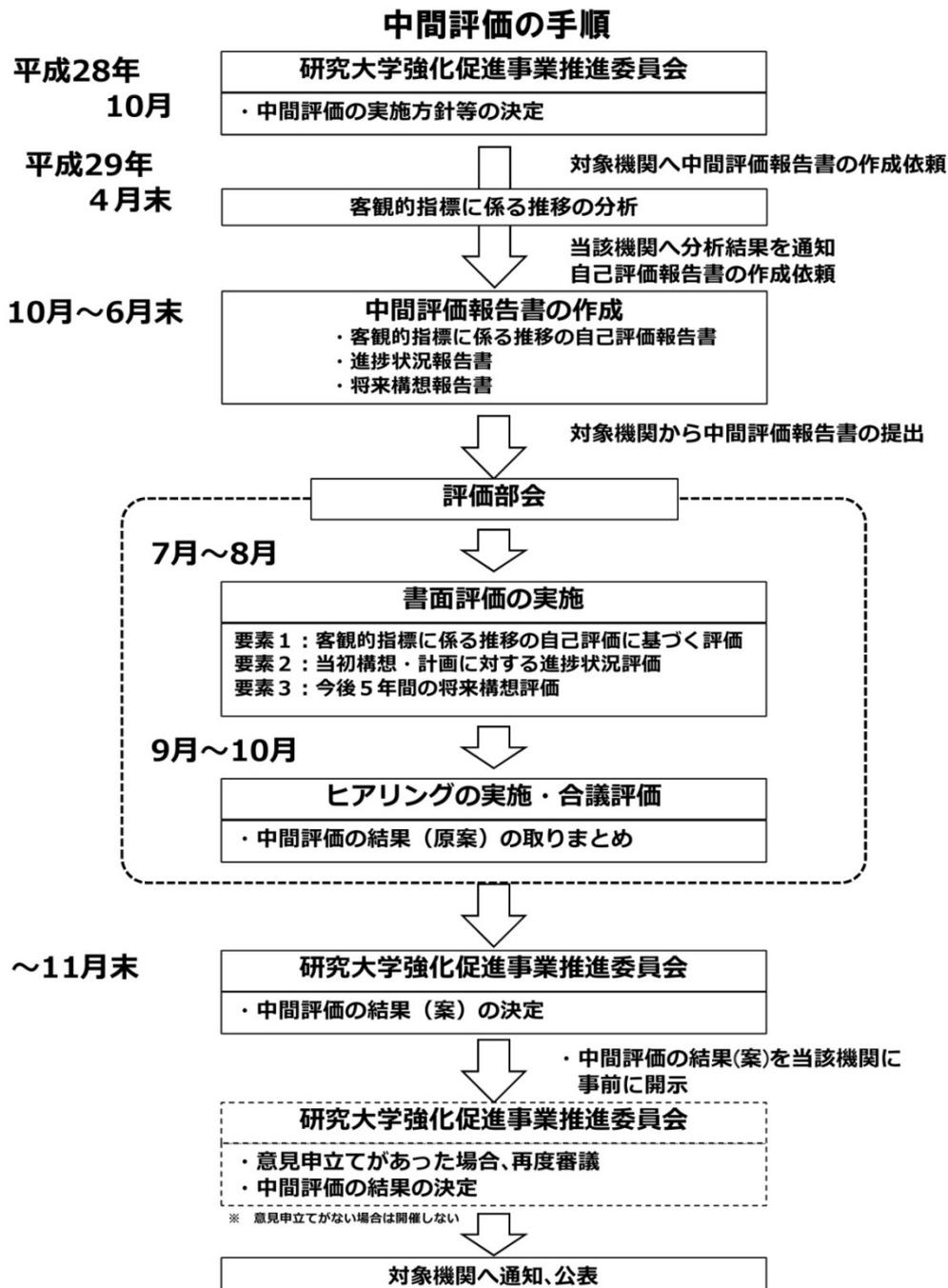
- (1) 中間評価は、以下の要素に基づいて評点を付した上で、事業継続の可否を含む総合的な評価によって行う。
  - 要素1:客観的な指標に係る推移の自己評価に基づく評価**
  - 要素2:当初構想・計画に対する進捗状況評価**
  - 要素3:今後5年間の将来構想評価**

なお、要素1については、対象機関による自己評価に先立ち、文部科学省において、「5. 要素別評価の方法 (1) の①」による分析を行い、当該機関へ別途通知する。
- (2) 評価部会は、対象機関から提出された中間評価の基礎資料となる報告書 (以

下、「中間評価報告書」という。前項の各要素に係る報告書により構成)に基づき、書面評価及びヒアリングを行った上で、合議により原案を決定する。

- (3) 委員会は、評価部会における審議結果を踏まえて、中間評価の結果(案)を決定し、対象機関に対し、事前に開示する。
- (4) 委員会は、開示した中間評価の結果(案)に対し、対象機関から意見の申立てがあった場合には、その申立て内容について、再度審議を行い、中間評価の結果を決定する。

## 5. 要素別評価の方法



## (1)要素1:客観的な指標に係る推移の自己評価に基づく評価

① 文部科学省は、以下の1)～3)の指標について、原則として、事業開始から中間評価実施前年度(平成25～28年度)までのデータ等を基に、大学単位(大学共同利用機関法人は法人単位)で測定し、指標の項目ごとに、それぞれ上位30機関を抽出して、4)により、ポイントを付して、本事業のヒアリング対象機関選定時のポイント等と相対的に分析を行い、対象機関へ自己評価報告書の作成依頼を行う。ただし、機関の規模等を考慮し、1)1-5及び1-6については、ポイントは付さず、参考データとして提供する。

### 1)競争的資金等の獲得状況から見た研究競争力の状況

指標	〔算定式〕	視点	データ、算定対象等
1-1	科研費の研究者当たりの採択数 〔採択数/研究者数〕	研究計画遂行力のある研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「採択数」：過去2年間の新規・継続採択件数(平成27、28年度を合算した実績)</li> <li>・「研究者」：科研費の応募資格者</li> <li>・採択件数上位100機関を対象に測定</li> </ul>
1-2	科研費の若手種目の新規採択率 〔採択数/応募数〕	研究計画遂行力のある優れた若手研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「若手種目」：若手研究(A)・(B)</li> <li>・「採択数」：過去2年間の新規採択件数(平成27、28年度を合算した実績)</li> <li>・若手研究(S)・(A)・(B)の採択件数(継続を含む)上位100機関を対象に測定</li> </ul>
1-3	科研費の研究者当たりの配分額 〔配分額/研究者数〕	研究費獲得力のある研究者の比率の高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配分額」：過去2年間の採択額(直接経費)(平成27、28年度を合算した実績)</li> <li>・「研究者」：科研費の応募資格者</li> <li>・直接経費配分額上位100機関を対象に測定</li> </ul>
1-4	科研費「研究成果公開促進費(学術図書)」の採択数 〔4年間の採択数〕	主に人文・社会科学分野における成果発信の活発さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「採択数」：過去4年間の採択件数(平成25～28年度を合算した実績)</li> <li>・採択実績のある機関を対象に測定</li> </ul>
1-5	拠点形成事業の採択数	国際的に高いポテンシャルを有する研究の場の多さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「平成28年度までの以下の事業の採択数」</li> <li>・科研費(COE形成基礎研究費)〔7～13〕</li> <li>・21世紀COE〔14～16〕</li> <li>・グローバルCOE〔19～21〕</li> <li>・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業〔21〕</li> <li>・大学の世界展開力強化事業〔23～28〕</li> <li>・グローバル人材育成推進事業〔24〕</li> <li>・共同利用・共同研究拠点の認定拠点数〔21～28〕</li> <li>・大規模学術フロンティア促進事業のプロジェクト〔24〕</li> <li>・世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)〔19、22、24〕</li> <li>・スーパーグローバル大学創成支援〔24〕</li> <li>※〔〕内は、公募年度</li> </ul>
1-6	戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出)(CREST、さきがけ、ERATO)の採択数	科学技術イノベーションにつながる新技術シーズの創出を目指した課題達成型基礎研究の活発さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成20～28年度までの採択件数」</li> <li>・CREST、さきがけの研究代表者及びERATOの研究総括としての採択実績のある機関を対象に測定</li> </ul>

## 2) 国際的な研究成果創出の状況

指標 [算定式]	視点	データ、算定対象等
2-1 Q値 〔被引用TOP10%論文数/全論文数(過去5年間の平均)〕	論文の質の高さ	・科学技術政策研究所報告における公表データ(注1) ・過去5年間の全論文数の単年度あたり平均値上位100機関を対象に測定
2-2 国際共著論文の割合 〔国際共著論文数/全論文数(過去5年間の平均)〕	大学の国際的な研究活動の活発さ	・科学技術政策研究所報告における公表データ(注1) ・過去5年間の全論文数の単年度あたり平均値上位100機関を対象に測定

(注1) 科学技術政策研究所報告「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2015」(2015年12月)の公表予定データ(2009~2013年(平成21~25年))。大学共同利用機関については、別途、科学技術政策研究所において集計。(出典:トムソン・ロイターWeb of Science)

## 3) 産学連携の状況

指標	視点	データ、算定対象等
3-1 研究開発状況(民間企業との共同研究・受託研究受入実績額及びこれまでの伸び率) 〔過去3年間の累積値〕〔過去3年間の累積値とその前3年間の累積値との比較〕	産業応用につながる研究の拡大傾向	・文部科学省の集計データ(注2) ・過去3年間(平成25~27年度)に共同研究・受託研究の受入実績のある機関を対象に測定 ・伸び率については、採択時に用いた3年間(平成21~23年度)と採択後3年間(平成25~27年度)の当該受入実績額(累積値)の伸び率がプラスの機関を対象に測定
3-2 技術移転状況(特許権実施等収入額及びこれまでの伸び率) 〔過去3年間の累積値〕〔過去3年間の累積値とその前3年間の累積値との比較〕	特許権による技術移転(研究成果の産業界における活用)の拡大傾向	・文部科学省の集計データ(注2) ・過去3年間(平成25~27年度)の収入額のある機関を対象に測定 ・伸び率については、採択時に用いた3年間(平成21~23年度)と採択後3年間(平成25~27年度)の当該収入額(累積値)の伸び率がプラスの機関を対象に測定

(注2) 「大学等における産学連携等実施状況について」(科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課集計)

## 4) 指標ごとのポイント

上位	1	~	5	→	6ポイント
上位	6	~	10	→	5ポイント
上位	11	~	15	→	4ポイント
上位	16	~	20	→	3ポイント
上位	21	~	25	→	2ポイント
上位	26	~	30	→	1ポイント
上位	31	~		→	0ポイント
(満点 : 8項目 × 6点 = 48点)					

② 対象機関は、前記の指標の項目ごとの分析結果及び参考データを踏まえ、以下の「客観的な指標に係る推移の自己評価」の評点区分に基づく評点及びその判断理由・所見を記述した自己評価報告書を提出する。

③ 評価部会は、対象機関から提出された自己評価報告書を基に評価を行い、「**客観的な指標に係る推移の自己評価**」に準じて評点を付す。  
**「客観的な指標に係る推移の自己評価」の評点区分**

評点区分		評 定 の 目 安
S	卓越した水準にある	全ての指標が大きく上回っている
A	良好な水準にある	〃 上回っている
B	相応な水準にある	〃 ほぼ同水準にある
C	改善の余地がある	〃 下回っている
D	改善が必要である	〃 大きく下回っている

## (2)要素2:当初構想・計画に対する進捗状況評価

- ① 評価部会は、対象機関から提出された進捗状況報告書を基に、応募段階で提出のあった「研究力強化実現構想」に記載した内容を踏まえ、それらの進捗状況・実績から評価を実施する。
- ② 評価は、評価項目ごとに補助事業の要件・審査の観点等を考慮しつつ、以下の評価項目及び観点により、評価項目ごとの評点及びコメントを付し、それらを総合して、「当初構想・計画に対する進捗状況評価」の評点区分に基づく評点及びコメントを付す。
- ③ その際、補助事業終了後の継続（補助事業期間終了後の展開や、URA人材の中長期的な人事労務構想、継続実施するための経費を含む）を見据えた財政措置も含む、これまでの取組・方策等を重視して評価を行う。  
また、「要素1:客観的な指標に係る推移の自己評価に基づく評価」の評価結果を参考にして評価を行う。  
このほか、必要に応じ、他の補助事業等の評価結果等も活用する。

### 【評価項目】

- (1) 「実現構想の推進体制」
- (2) 「研究力強化の方針」
- (3) 「研究力強化の方針に基づき取り組む制度改革等」
- (4) 「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Aメニュー》」  
(研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材群の確保・活用に関する取組)
- (5) 「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Bメニュー》」  
(Aメニューと効果的に組み合わせて実施する、その他の研究環境改革の取組)
- (6) 補助事業終了後の継続を見据えた独自の取組・方策等の検討・実施状況
- (7) 「審査及びフォローアップ結果コメント」への対応

### 【評価の観点】

- (1) 当初の構想・計画に沿って、着実に事業が進捗し、成果(効果)が上がっているか。
- (2) 進捗状況から見た現状・自己分析を通じた課題の把握と適切な対策が講じられているか。
- (3) 補助事業終了後の継続を見据え、財政措置も含む、独自の取組・方策等が検討・実施されているか。

※自主財源によるURA配置数の割合(自主財源URA/配置総数)等も考慮

### 「当初構想・計画に対する進捗状況評価」の評点区分

評点区分	評定の目安
S	特筆すべき進捗状況にある
A	順調に進んでいる
B	おおむね順調に進んでいる
C	やや遅れている
D	大幅に遅れている

### (3)要素3:今後5年間の将来構想評価

- ① 評価部会は、対象機関から提出された将来構想報告書を基に、大学改革や科学技術・学術政策に関する国家的な戦略や計画（以下、「戦略等」という。主な例については補足文書「研究大学強化促進事業の推進・強化の方向性」を参照）を踏まえ、以下の評価の観点により評価を行い、「今後5年間の将来構想評価」の評点区分に基づく評点及びコメントを付す。
- ② その際、機関の長又は研究担当理事のリーダーシップの下、戦略等と連動して、これまでのURAの活用方策等も含めた活動の成果・自己分析を通じた課題等を基に、IR機能の強化を通じ、今後5年間で必要に応じて、どのように構想を再構築し、各研究機関全体の研究力の更なる強化・発展を図っていこうとしているのかを重視して評価を行う。

#### 【評価の観点】

- (1) 構想が、各機関の理念や大学改革等の動向と整合し、かつ戦略性、展開性及び実現可能性を有しているか。
- (2) 構想に応じて意欲的な達成目標・成果指標が設定されているか。
- (3) 構想を実現するため、本事業をどのように位置付け、活用し、各機関の特徴を活かした研究力強化のための方策を展開するのか。
- (4) 補助事業終了後を見据えた財政措置も含む、独自の取組・方策等の自主的な展開のためのビジョンが明確になっているか。

### 「今後5年間の将来構想評価」の評点区分

評点区分	評定の目安
S	非常に優れている
A	優れている
B	妥当である
C	やや不十分である
D	不十分である

## 6. 総合評価の方法

上記の要素1から3の評点結果を総合的に判断し、以下の評点区分により、評点及びコメントを付す。

評点区分	評定の目安
S	特筆すべき進捗状況にあり、構想を十分達成でき、今後も大いに発展することが期待できる。
A	順調に進んでおり、現行の努力を継続することによって構想を達成でき、今後も発展することが期待できる。
B	おおむね順調に進んでいるが、構想を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	やや遅れており、構想を達成することは難しいと思われるので、助言等に留意し、構想の適切な変更が必要である。
D	現在までの進捗状況等に鑑み、構想を達成できる見通し・発展性がないと思われるので、本事業を中止することが必要である。

※「A」評価が標準的な評価である。

また、「A」評価については、評価内容に応じ、「A－(マイナス)」とすることができる。

## 7. その他

### (1) 中間評価の結果の報告、反映・活用

- ① 委員会は、中間評価の結果を取りまとめ、研究振興局長に報告するものとする。
- ② 研究振興局長は、上記報告に基づき、中間評価の結果を当該機関に対して通知するとともに、対象機関が提出する中間評価報告書等とともに、ホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 中間評価の結果は、補助金の配分に適切に反映する（増額、減額等）こととするほか、事業継続の可否判定に用いる。
- ④ 中間評価の結果、事業の継続が「否」と判定された機関があった場合には、予算の状況等を考慮しつつ、要素1を通じて抽出された新たな機関の中から候補を選定し、別に手続きを定める公募・審査を経て事業実施機関を決定する。

### (2) 守秘の徹底

- ① 中間評価の過程は非公開とする。
- ② 委員及び専門委員（以下、「委員等」という。）は、中間評価の過程で知ることのできた情報を他にもらしてはならない。

### (3) 利害関係者の排除

委員等は、当該機関との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないものとする。

- ① 委員等が機関の役員、職員、教員等として在職(就任予定を含む)している場合
- ② 委員等が機関の事業遂行において密接な関係（監事、経営協議会委員等）を有する場合
- ③ 委員等が機関の長と親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係を有する場合
- ④ その他委員等が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合